

この府令は、公布の日から施行する。

附 則

省

令

○文部科学省令第二号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with columns for '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). It lists '業務方法書に記載すべき事項' (Items to be recorded in the business method manual) under '第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第一項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。' (Under Article 4, Paragraph 1 of the Act on the Organization of Administrative Corporations, items to be recorded in the business method manual determined by the competent government order shall be as follows.)

別紙2 法人の代表者又は役員の名等に変更があった場合 (Attachment 2: Change of names of representatives or officers of a corporation). Includes sections for '代表者' (Representatives) and '役員' (Officers) with fields for name, address, date of birth, gender, and position.

別紙2 法人の代表者又は役員の名等に変更があった場合 (Attachment 2: Change of names of representatives or officers of a corporation). Includes sections for '代表者' (Representatives) and '役員' (Officers) with fields for name, address, date of birth, gender, and position.

六 機構法第十六条第一項第六号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項

七 機構法第十六条第一項第七号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

八 [略]

九 [略]

十 [略]

十一 [略]

六 機構法第十六条第一項第六号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

七 [号を加える。]

八 [同上]

九 [同上]

十 [同上]

十一 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則